

2001年9月20日

関係各位

オリックス証券株式会社

業界初、「重要事実」情報のWeb上での提供開始

オリックス証券「オリックス オンライン」では2001年10月1日より、業界で初めて、時事通信社から提供を受け、証券取引法の「重要事実」に該当する企業公表情報のデータベースをWeb上でご提供いたします。

当社では、最新の企業情報をご提供することで、個人のお客様の投資チャンス拡大に貢献したいと考えております。

<サービス概要>

- ・企業発表から12時間経過後の到着情報、新聞では取り上げられないような隠れた情報まで掲載
- ・情報をデータベース化し、期間・内容・銘柄コードなどで検索が可能
- ・企業の発表内容をそのままPDFファイルで見ることが可能（10月下旬より開始）

<ご参考>

- ・「重要事実」とは
証券取引法第166条によるインサイダー取引規制のなかに「業務等に関する重要事実」として定められています。
- ・「公表」とは
上場会社等の代表取締役またはその委任を受けた者等が、2つ以上の報道機関に対して重要事実を公開したときから12時間が経過することです。また、重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆縦覧に供された場合も、公表されたこととなります。

<サービス開始> 2001年10月1日

<利用料金等>

30日間の無料お試し期間があります。

お申込期間	利用料金	1ヶ月あたり
1ヶ月	300円	300円
3ヶ月	760円	253円
6ヶ月	1,200円	200円

(消費税別)

「重要事実」って何？

インサイダー取引規制(証券取引法第166条)のなかに「重要事実」という言葉があります。

証券取引所の上場会社等の役員や上場会社等の会社関係者が、その職務等に関し、会社の業務等に関する**重要事実**を知って、その公表前にその会社の株券等の売買等を行うことは禁止されています。また、これらの会社関係者から**重要事実**の伝達を受けた者も、同様にその公表前にその会社の株券等の売買等を行うことが禁止されています。

公表とは…

上場会社等の代表取締役またはその委任を受けた者等が、2つ以上の報道機関に対して**重要事実を公開したときから12時間が経過**することです。また、重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆縦覧に供された場合も、公表されたこととなります。

公表されれば、会社関係者や情報受領者にかかっていたインサイダー取引規制が解除されます。

重要事実とは…

重要事実事項は、(1) 会社の意思決定事項 (2) 会社意思にかかわらず発生した事項 (3) 会社決算情報事項 (4) その他重要事実 の4つに分けられます。

(1) 会社の意思決定事項

株式、転換社債、新株引受権付社債の発行
資本金減少
自己株式取得
株式分割
配当増減
合併
新製品、新技術の企業化
業務上の提携、解消
固定資産譲渡、取得
上場廃止申請 など

(2) 会社意思にかかわらず発生した事項

災害または業務に起因する損害
主要株主異動
親会社の異動
主要取引先との取引停止
資源の発見 など

(3) 会社決算情報事項

売上高、経常利益、純利益について、業績予想または決算数値と既公表業績予想数値に一定基準以上の差異が生じた場合などがあります。

(4) その他重要事実

上記(1)か(3)以外で会社の運営、業務または財産に関する重要な事実で、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。